

特定秘密保護法 適正確保の仕組み

- ① 重層的な仕組み・報告
- ② 通報

内閣官房国家情報局

特定秘密保護法 適正確保の仕組み①(重層的な仕組み・報告)

1 適正を確保するための重層的な仕組み

- 適正を確保するための重層的な仕組みとして、内閣に**内閣保全監視委員会**を、内閣府に**独立公文書管理監**及び**情報保全監察室**を設置。

内閣 内閣保全監視委員会

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の**適正**を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、**内閣**に、**閣議決定**(運用基準)により設置。
- 内閣官房長官をヘッドに、インテリジェンスコミュニティの事務次官級を中心に構成。
- 内閣官房国家情報局が庶務を処理。
- 内閣総理大臣が行政各部を指揮監督するに当たって、**資料提出・説明を要求**。
- 必要な場合には、**是正を要求**。

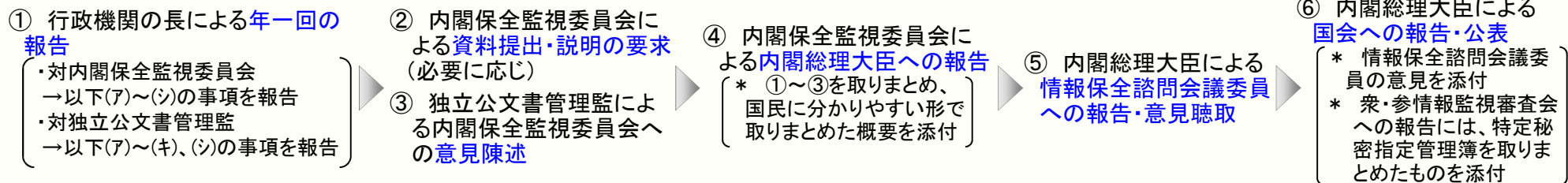
内閣府 独立公文書管理監・情報保全監察室

- 4党合意を踏まえ、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等^(注1)の管理が**適正**に行われているか**検証・監察**するため、**内閣府**に、**政令**により**独立公文書管理監**を、**内閣府訓令**により**情報保全監察室**を設置。
- 必要な場合は、**資料提出・説明・実地調査を要求**。
- 適正に指定等が行われていないときは、**是正を要求**。内閣保全監視委員会に通知。
- 検証・監察に資するため、行政機関の長は以下を実施。
 - ・ 特定秘密指定管理簿の写しを提出(常時)
 - ・ 特定行政文書ファイル等の管理状況を報告(年一回)

(注1) 行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密が記録されたものをいう。以下同じ。

2 報告

報告の流れ



* このほか、独立公文書管理監は、年一回、特定秘密の指定等の適正を確保するため独立公文書管理監や行政機関の長が講じた措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表。

報告事項(過去1年分)

- (ア) 指定件数(累計を含む。)(事項の細目ごと)
- (イ) 延長件数(事項の細目ごと)
- (ウ) 解除件数(事項の細目ごと)
- (エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を国立公文書館等に移管した件数
- (オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を廃棄した件数
- (カ) 廃棄した特定行政文書ファイル等の件数
- (キ) 処理した通報(次頁参照)の件数
- (ク) 適性評価の実施件数
- (ケ) 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数
- (コ) 適性評価の評価対象者の苦情の件数
- (サ) 適性評価に関する改善事例
- (シ) その他参考となる事項

特定秘密保護法 適正確保の仕組み②(通報)

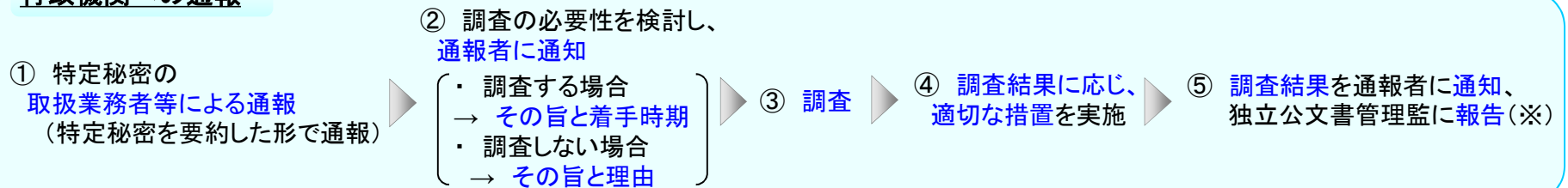
3 不適正な特定秘密の指定等に関する通報

(1) 通報制度の設置

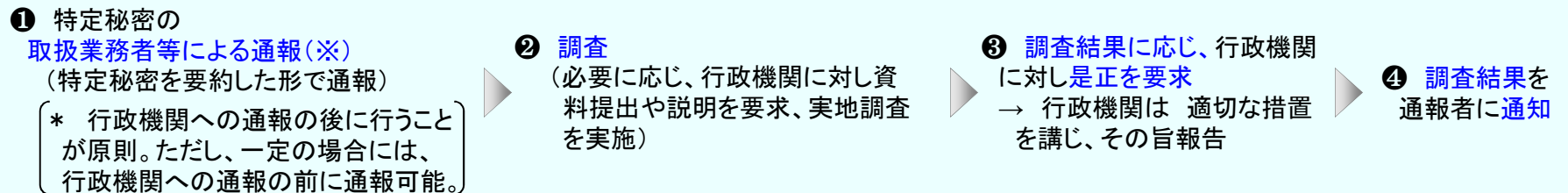
- 内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、**通報窓口を設置**。
- 通報窓口においては、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報に限らず、特定秘密の漏えい、各行政機関が定める保護措置に係る違反行為その他の特定秘密保護法等に違反する行為に関する通報を広く受け付ける。
- 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の取扱業務者等からの**通報を受け付け、これを処理**。

通報処理の手続

行政機関への通報



内閣府独立公文書管理監への通報



(※) 特定秘密の指定及び解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書の管理に関するものに限る。

(2) 通報者の保護等

- 通報の処理に関与した職員は、**通報者を特定させることとなる情報その他通報に関する秘密を漏らしてはならない**。
- 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者に対し、**通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置**を講じなければならない。